（別表６－２）

食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

１　連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

①　法人等の名称又は氏名：

②　資本の額又は出資の総額：　　　　　（　年　月　日時点）

③　従業員数又は組合員数：　　　　　　（　年　月　日時点）

④　業種：

⑤　決算月：

２　安定的な取引関係の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 取引期間 | 生産地名 | 消費地名 | 取引価格又はその決定方法 | 販売段階の情報の  農林漁業者等への  伝達方法 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 取　　引　　量　（kg、％） | | | 取　　引　　額　（千円、％） | | | その他 |
| 実績(　年度) | 計画(５年後) | 伸び率 | 実績(　年度) | 計画(５年後) | 伸び率 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

注１　環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

２　安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

３　安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 食品等の品質管理の取組 | 施設の種類 | 施設の内容 | 別表２の  番号 |
| 流通新技術の導入 |  |  |  |
| 取引等の情報システム化 |  |  |  |

注１　「施設の種類」の欄は、別表２に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

２　「流通新技術の導入」の欄は、注１の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

３　「取引等の情報システム化」の欄は、注１の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

４　「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。